

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和7年度新宿御苑土壤改良工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11 新宿御苑内
3. 工期：令和8年3月30日まで
4. 工事内容：倒木、落枝などによる事故防止を目的に、樹木の健全な育成を図るため、エアースコップ掘削及び培養土充填による土壤改良を行う。
・エアースコップ掘削及び培養土充填 8,000穴

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。
3. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
4. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
5. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 特記事項

1. 地域事項の概要（新宿御苑について）
 - ・東西約1km、南北約0.7km、面積約58haと広大であるため、工事箇所を複数設定する場合は箇所数に応じた現場代理人の補助者を定めること。
 - ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
 - ・雨天時、降雪時（軽微な場合を除く）の高所作業は原則認めない。
 - ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）である。
 - ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
 - ・新宿御苑の基本的な開園時間及び閉園時間は次表のとおりである。

期間	開園時間	閉園時間
10/1～3/14	9:00AM～4:00PM	4:30PM
3/15～6/30 8/21～9/30	9:00AM～5:30PM	6:00PM
7/1～8/20	9:00AM～6:30PM	7:00PM

なお、早朝開園の実施等の状況により、表と異なる場合があるため、新宿御苑ホームページも参照すること。

〈http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/2_guide/guide.html〉

- ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）及び年末年始（12月29日～1月3日）である。ただし、特別開園期間（秋11月1日

～15日、春3月25日～4月24日）を除く（期間中無休）。

- ・工事にあたっては、「新宿御苑作業要領（別添）」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・園内への車両の乗り入れは、4tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）については大型車（10t）の乗り入れは可能である。
- ・園内の施設、構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・園内の施設、構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。
- ・園内での施工箇所は原則1箇所とし、近接箇所で同時施工を行う場合は、事前に監督職員と協議するとともに、箇所数に応じた現場代理人補助者を定めること。
- ・園路の通行止めを要する等の新宿御苑の供用に影響する作業にあたっては、予め監督職員に電子メール等で計画を提出し、確認を受けること。
- ・工事に伴う騒音、通行止め等について、公園利用者、周辺住民等へ必要に応じ事前にポスティング及び掲示等により周知を図り、外周部や朝については騒音の大きい工法を用いない等配慮するとともに、問合せ及び苦情に対応すること。
- ・工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（□A1、☑A3）とする。
- (2) 工事写真は、（☑A4版、□版）の工事写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- (3) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年2月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。
- (4) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、出来高数量報告書、工事写真記録（両面印刷）をA4版ファイル1冊及び電子記録媒体DVD-R1枚で整理すること。

また、電子成果品及び紙の成果品を作成し納品するにあたって、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（国土交通省）を参考にすること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。

- ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID 補正）
 - ③調査対象工事：工事着手前に土質状況や関連する周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する車両等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。
- (2) 環境対策関係
- ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a.要因：新宿御苑の運営
 - b.対象箇所：新宿御苑内全域
 - c.制約内容：**III 1. 地域事項の概要を参照**
- (3) 安全対策関係
- ①交通誘導警備員の配置
 - a.対象要因：新宿御苑園内エースコップ掘削作業
 - b.対象箇所：園内一般利用エリア園路等
 - c.対象期間：新宿御苑内での施工期間中（適宜）
 - d.その他：工事に際しては、歩行者や車両の安全を確保するため、**交通誘導員を64人日配置**し安全対策を講じなければならない。
 - ②対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a.対象施設・管理者：周辺道路、建物等
 - b.対象箇所：新宿御苑外周部
 - c.施工条件：事前調整、手続き等
 - d.その他（協議状況他）：監督職員に予め確認すること。工事で新宿御苑の隣接道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。
 - ③保安設備及び保安要員の配置
 - a.対象工種：エースコップ掘削
 - b.対象箇所：園内一般利用エリア園路等
 - c.対象期間：施工期間（作業中）
 - d.対象要因：エースコップの使用を伴う作業、土砂が飛散する作業
 - e.その他：ロープ柵及びネット等の安全施設等により歩行者や車両の安全を確保するとともに、必要に応じて保安要員を配置すること。
 - ④高所作業の対策
 - a.対策内容：高所作業にかかる各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。
なお、令和4年1月2日からフルハーネス着用義務化へ完全移行されている点に留意すること。
- (4) その他
- ①支給品・貸与品：新宿御苑管理事務所所有の手こぎボート（全長3.5m）及びホイルローダー、薪割り機（ウッドファーザー「WF-07」）等は、監督員に事前連絡の上、無償で使用できる。使用に際しては細心の注意を払うとともに、請負者による故障等の修理は請負者が負担する。

- ②現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：管理区域及び菊栽培所内（監督職員の指示による）
- ③工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a. 工事用水： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
 - b. 工事用電力： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
- ④資材置場や作業場等
 - a. 場所：管理区域
 - b. 期間：履行期限まで
 - c. 制限内容：監督職員と協議
- ⑤作業中の汚損防止

土砂等が飛散する作業を行う際は、施設や舗装等をあらかじめシートで覆う等の養生を行い、施設の汚損及び雨水枡等への流出を防止すること。また、施工後は当日中に清掃片付けを終えること。
- ⑥騒音防止

生活環境の保全と円滑な工事の施工を図るため、外周沿いの施工に関しては、原則、電動式機械を使用すること。

5. エースコップ掘削及び培養土充填

- (1)エースコップ掘削とは、保全する樹木周辺の土壤を掘削時に、極力既存の根系を残し、傷めないよう、エアーコンプレッサーの圧縮空気によって土砂を取り除くための掘削方法である。
- (2)エースコップ（ノズル付きエアーガン）により圧縮空気を高速噴射し、樹木の根系を極力傷つけることのないよう豎穴（直径 20cm 深さ 40cm 程度）を空け、培養土を充てんすること。掘り起こした土は周囲敷き均しとする。
- (3)エースコップで土をほぐすことが困難な場合は、人力により極力根を傷めないよう留意しながら丁寧に掘削すること。
- (4)エースコップによる掘削作業にあたっては、飛び石、土砂の飛散防止のため、ベニヤ、シート、バリケード、簡易テント等により防護、養生すること。また、必要に応じて散水等を行うこと。
- (5)土中に大きな石やガラ、ゴミなどの夾雑物が出てきた場合は、これらを取り除き、適切に処分を行わなければならない。
- (6)土砂等で汚れた周囲の舗装や道路施設等の清掃を行うこと。
- (7)コンプレッサーは使用空気量 3.5～4.0m³/min、50 馬力程度のコンプレッサーを使用すること。
- (8)明らかに根の生育が見られない部分は、小型掘削機械等や人力による掘削を行うことができる。
- (9)掘削によって保全する既存樹木の腐朽根や病気根は切除すること。切除面は必要に応じて殺菌・癒合促進剤を塗布するなど適切に処置、養生を行うこと。
- (10)掘削後は根系の乾燥防止のため必要に応じて灌水を行い、速やかに埋め戻すこと。

- (11) 感染力の強い病原菌に冒された部位に使用した器具は、使用後ただちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから次の樹木に使用すること。
- (12) 施工箇所及びエアースコップ掘削穴数の目安は別添施工箇所を参照すること。
- (13) 樹木医を配置し、対象樹木の生育状況や本施工による根系への影響を評価しながら、適切に施工すること。

6. 週休2日制の試行

(1) 週休2日の考え方

- ① 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- ② 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
- ③ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ④ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ⑤ 現場閉所による週休2日の対象外とする期間 無
- ⑥ 受注者の責によらない現場閉所
工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- ⑦ やむを得ない現場閉所
やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(2) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- ① 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置

等の「施工準備期間」

③施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

④降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(3) 工事工程の共有

①試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

②円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

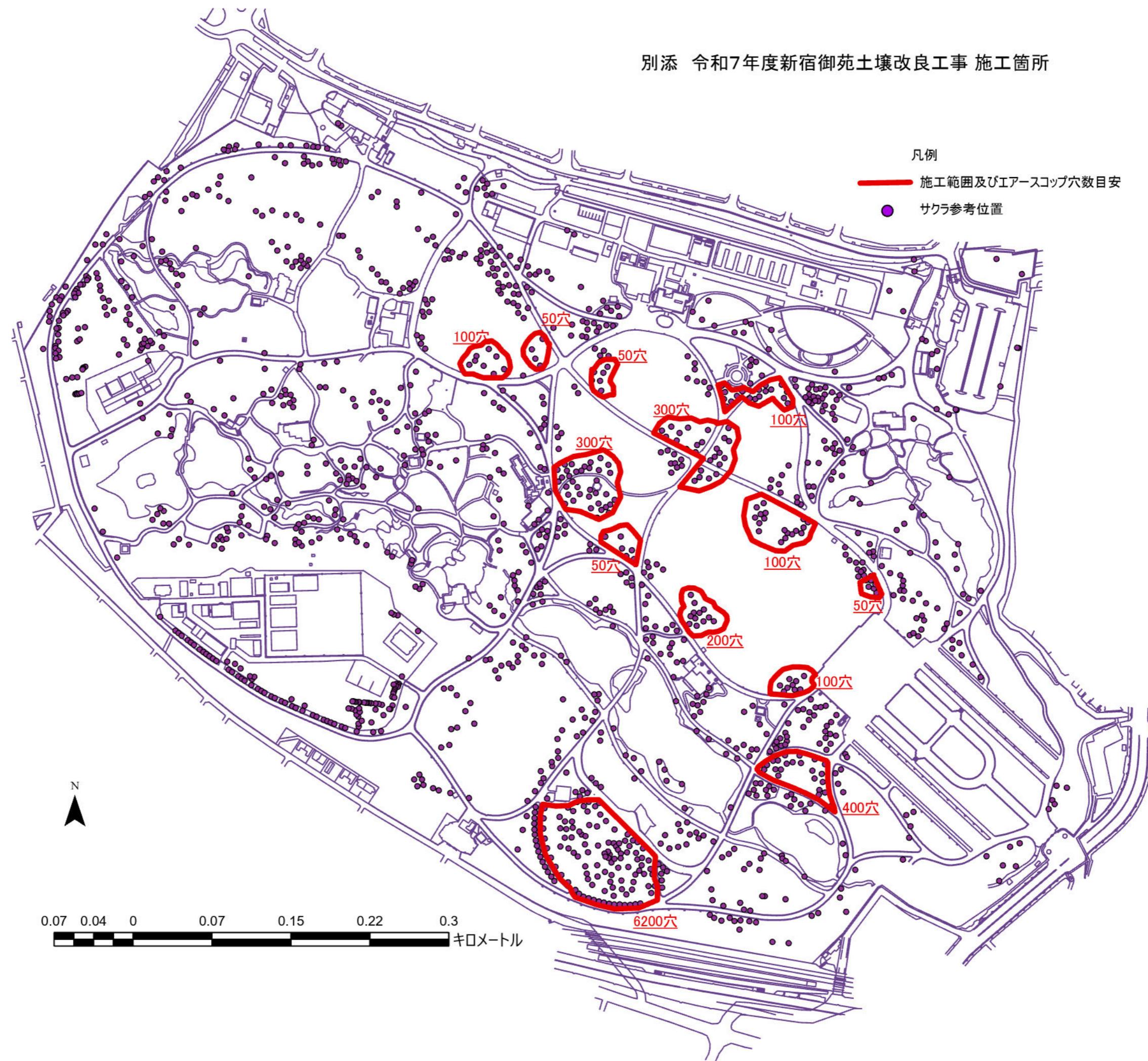
③工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

④工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

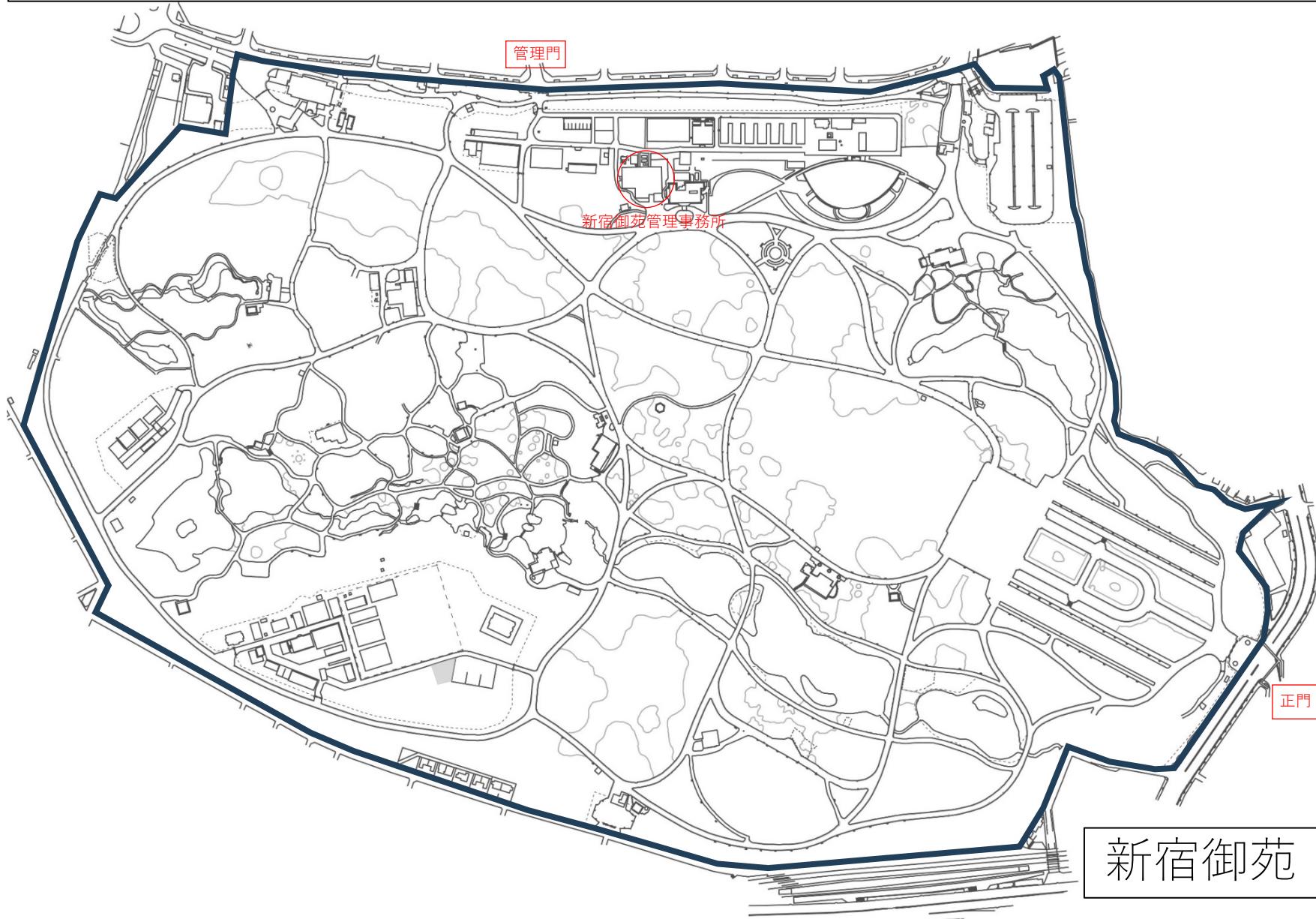
(4) 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

別添 令和7年度新宿御苑土壤改良工事 施工箇所



令和7年度新宿御苑樹木管理工事（土壤改良・施肥）業務全体位置図



新宿御苑作業要領

環境省新宿御苑管理事務所
令和4年1月更新

(目的)

第1条 新宿御苑における工事、業務、調査等の作業について、来園者及び作業員の安全を確保し、且つ、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）が適切に作業を管理するため本要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、新宿御苑にて作業を行う工事請負者、業務請負者、調査者等（以下「請負者等」）を対象とする。

(作業内容の事前報告)

第3条 請負者等の責任者は予め、作業内容、作業場所、従事する作業員等の人数を管理事務所の担当官に報告するものとする。

(作業員等の義務)

第4条 請負者等に従事する作業員等は、次の事項を厳守するものとする。

1. 園内に入る際は管理事務所の受付にて入園時間、請負者等の名称、連絡先、作業人数等必要事項を記帳すること。また、退園の際には退園時間を記帳すること。
2. 園内では定められた腕章を常時つけること。
3. 休憩時間中は管理事務所が指定する場所を使用すること。
4. 喫煙場所は管理事務所が指定する場所を使用し、携帯灰皿もしくは請負者等の責任者が設置する灰皿のみ使用可能とする。灰皿を設置した場合は、管理事務所にその旨報告するとともに、灰皿の清掃管理、火元管理を厳格に行い、喫煙者にもその旨徹底すること。
5. 来園者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むこと。
6. 来園者及び周辺住民とのトラブルは起こしてはならない。
万一トラブルが生じた場合は、直ちに管理事務所に報告すること。
7. 作業員等の入退園は、原則として管理門を使用するものとする。

(建設機械・器具及び車両)

第5条 請負者等は園内で使用する建設機械・器具及び車両（以下「車両等」という。）の種別、型式、運転手等の一覧表を作成し、管理事務所の承認を得るものとする。

(通行証)

第6条 第5条の車両等には、管理事務所が貸与又は指示する様式の苑内走行許可証を常時掲出するものとする。

1. 苑内走行許可証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示すること。
2. 苑内走行許可証は、他の車両に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度管理事務所の承諾を得ること。
3. 貸与された苑内走行許可証は、工事等完了後速やかに管理事務所に返却すること。また、管理事務所の指示により作成した苑内走行許可証については、作業等完了後速やかに処分するものとする。

(車両等の義務)

第7条 車両等を使用する園内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は、事前に管理事務所職員の立会いの上で地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。

3. 車両等の園内走行は、定められた経路にて、ハザードランプを点灯の上、最徐行（時速15km以下）を行い、来園者の安全確保には十分留意するものとする。
4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛（クラクション）は使用しないものとする。
5. 車両等は、園路以外の場所に進入してはならない。
やむを得ず進入する必要がある場合は、管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退園は、原則として管理門若しくは作業等のために定められた門を使用するものとする。

（作業時間）

第8条 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（休日等の作業）

第9条 土日祝日は原則として作業は行わないものとする。やむを得ず行う場合は、来園者及び周辺住民等の支障のない範囲で、騒音、振動、塵埃等少ないものとする。

（現場管理）

第10条 作業等に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者等は作業等着手に先立ち、管理事務所と協議の上で入退園の方法を決定し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 作業現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者等は作業等に伴う現場に来園者等の関係ない者が立ち入らぬよう注意看板を設置する等の必要な措置を行うものとする。
4. 請負者等は、工事に伴い園路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 作業用資材置場は管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 作業現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

（安全管理）

第11条 請負者等の責任者は、作業現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 作業現場において万一事故が発生した場合は、速やかに管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 作業現場における火器の使用は、作業目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（その他）

第12条 請負者等の責任者は、管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第13条 請負者等は上記の事項について、作業等に従事する作業員全員に周知徹底させるものとする。